

新規路線開設枠使用申出要領

1. 使用条件等

(1) 対象路線

対象路線は、東京国際空港（以下「羽田空港」という。）を使用空港とする路線であって、使用申出時においていずれの航空運送事業者によっても運航されていない路線とします。

(2) 使用開始日

使用開始日は、平成23年3月27日から同年10月29日までの間で定めるものとします。

2. 募集等

(1) 新規路線開設枠の使用を希望する地方公共団体は、平成22年8月31日までに、以下の事項を記載した新規路線開設枠使用申出書（以下「使用申出書」という。）を、航空運送事業者と連名で、国土交通省航空局監理部航空事業課長に提出するものとします。

①就航路線

②就航予定日

③運航回数

④発着時間帯

⑤使用航空機の型式

⑥路線開設の目的・効果

⑦小型航空機を使用する必要性

⑧地方公共団体及び航空運送事業者の路線開設・維持に関する取組の内容

（地方公共団体による需要喚起策、航空運送事業者に対する支援等及び航空運送事業者によるコスト抑制方策等）

⑨路線開設に向けた行程表

⑩路線収支計画

(2) 新規路線開設枠を使用して運航することとなった航空運送事業者については、当該新規開設路線の運航開始までの間、暫定的に当該発着枠を使用して他路線を運航することを認めることとします。

(3) (1) による募集の結果、使用の申出がなかった場合には、羽田空港に乗り入れている航空運送事業者のうち国内地方路線を運航することを希望する者に、当該発着枠を暫定的に使用させるものとします。暫定使用の期間はIATAシーズン*毎とし、希望者が複数あった場合は原則として各社に均等に発着枠を使

用させることとします。なお、暫定使用期間中でも（１）の募集は継続し、使用の申出があった場合には優先してこれに使用させることとし、具体的な使用開始日については、IATAスケジュール調整の進捗状況等を勘案して決定することとします。

* IATAシーズン

（夏ダイヤ） 3月の最終日曜日から10月の最終日曜日の前日まで

（冬ダイヤ） 10月の最終日曜日から翌年3月の最終日曜日の前日まで

3. 配分決定にあたっての考え方

新規路線開設枠の配分の決定にあたっては、以下の観点を総合的に判断することとします。なお、必要に応じ、地方公共団体及び航空運送事業者からヒアリングを行います。

（１）路線開設の目的・効果

新規路線の開設の目的が地域の抱える課題等に照らして合理的であり、かつ、路線開設により地域活性化、地域住民の利便性の向上等の効果が見込まれること。

（２）小型航空機を使用する必要性

需要面、施設面等の制約により小型航空機を使用する必要があること。

（３）地域と航空運送事業者とのパートナーシップ

路線の開設・維持に向け、地域と航空運送事業者とが積極的に協力しあうことが見込まれること。

（４）取組の先進性、モデル性

地域特性を十分に踏まえ、地域の意欲や創意工夫を反映した先進性、モデル性を有する取組であること。

（５）路線開設の確実性、実現可能性

新規路線の開設に至るまでのプロセスが計画的であるとともに、路線開設・維持に係る計画が実現可能性を有していること。

（６）提案内容の具体性

上記の各項目について、詳細かつ具体的に説明されていること。

4. 発着枠の回収等

（１）新規路線開設枠を使用して運航する航空運送事業者が、使用申出書に記載した路線を廃止する場合には、当該発着枠を回収し、2.（１）に準じて再度募集を行うものとし、

（２）新規路線開設枠の使用状況等が、使用申出書に記載した内容と著しく異なる場合には、当該発着枠を回収することがあり得るものとし、